

(平成21年5月13日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認北海道地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	26 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	13 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの期間、48年1月から同年3月までの期間及び49年10月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和14年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年1月から同年3月まで  
② 昭和48年1月から同年3月まで  
③ 昭和49年10月から50年3月まで

申立期間当時、父及び元夫がA市で飲食店を経営していたが、そこに集金人が3か月ごとに来ており、父、元夫及び私の3人分の国民年金保険料を支払っていたので、未納期間があることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、申立人の父及び元夫が経営する飲食店に来ていた集金人に国民年金保険料を納付していたと主張するところ、昭和34年6月から53年4月まで申立人の父及び元夫名義で飲食店を経営していたこと、及び当該飲食店を経営していた地区では自営業者による納付組織が存在していたことが確認できることから、申立内容に不合理な点は見受けられない。

また、申立期間①については、一緒に集金されていた申立人の父の記録は納付済みとなっている。

さらに、申立期間①及び②の前後の期間について保険料を納付していること、申立人の生活環境に大きな変化が無かったことを踏まえると、保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

加えて、社会保険庁の記録によると、昭和51年度の保険料が重複納付されていたため、この保険料が昭和51年12月に50年度の保険料として充当されているが、それよりも以前の未納期間であり、時効到達前であった申立期間③

に充当されなかったことは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 8 月から平成元年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成元年 7 月まで

私は、昭和 63 年 9 月ころに、国民年金の加入手続を行い、申立期間のうち 2 年間分の保険料を銀行預金から引き出し、<sup>さかのぼ</sup> 遡って 16 万円くらいを一括納付しており、そのほかの申立期間の保険料も毎月納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 63 年 9 月ころに国民年金の加入手続を行い、申立期間のうち、61 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料を A 市役所の窓口で<sup>さかのぼ</sup> 遡って一括納付し、同年 4 月以降の保険料は毎月勤務先の昼休みに同市役所の窓口で納付した。」と主張し、かつ、同市役所で国民年金の加入手続を行った際に、「保険料の未納期間が 4 年間あり、そのうち 2 年間分の保険料は<sup>さかのぼ</sup> 遡って納付できる。」と説明されたとしている。

この未納となっている期間の起算日については、i) 申立人の夫が昭和 58 年 1 月 8 日（厚生年金保険被保険者期間中）に他界していることから、申立人は、厚生年金保険の遺族年金受給権者となり、旧国民年金法第 7 条第 2 項第 5 号の規定により、国民年金の強制被保険者ではなく、加入手続の時点から<sup>さかのぼ</sup> 遡って被保険者となれなかったこと、ii) 申立人自身、59 年 4 月から国民年金の納付を休んでいたと述べていることから、昭和 60 年改正法第 7 条第 1 項の規定により、遺族年金受給者を国民年金第 1 号（強制）被保険者とした改正法の施行日である 61 年 4 月 1 日であり、かつ、当該起算日から 4 年間のうち、

「既に昭和61年度及び62年度分の保険料は時効により納付できない期間である。」と申立人が国民年金の加入手続を行った際、A市役所において説明されたものと推認できる。

また、申立人は、前記国民年金加入手続の時点で、無資格期間である昭和59年4月から61年3月までの期間を含め、4年間の未納期間が存在していることから逆算し、加入手続を行ったのは63年9月ころであり、その根拠として63年9月1日に申立人名義の銀行口座から15万円を引き出していることが記録された預金通帳の明細を提出しているが、平成元年8月から2年3月までの国民年金保険料は、社会保険庁が保管する納付記録により、過年度納付として収納されていること、及び平成2年度の保険料は現年度納付したことが確認できることから、申立人は、2年度に国民年金の加入手続を行ったと推認でき、昭和63年9月ころに加入手続をし、以降の保険料は毎月納付していたとする申立人の主張とは一致しない。

しかしながら、申立人は、国民年金の加入手続をした時期は9月ころで、市役所の職員に国民年金の未加入期間である過去4年間のうち、遡<sup>さかのぼ</sup>って納付できる金額は16万円くらいであると説明されたことを具体的に記憶しており、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認できる平成2年9月の時点で、昭和61年4月から63年7月までの国民年金保険料は時効により納付できない期間であるものの、納付できた63年8月から平成2年3月までの国民年金保険料の総額（15万7,600円）は、申立人が納付したとする金額とおおむね一致する。

さらに、当該期間の国民年金保険料について、社会保険事務所が発行する納付書は1枚であることから、平成元年8月から2年3月までの保険料のみが納付済みとされていることは不自然である。

加えて、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について、60歳以降の任意加入期間を含めてすべて納付していることから、国民年金に再加入手続を行った後は国民年金保険料の納付意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年8月から平成元年7月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年3月まで  
昭和49年4月に、区役所の職員に勧められて、夫婦一緒に国民年金に加入し、48年4月から保険料を納付した。  
申立期間は、国民年金保険料の免除申請をした覚えは無く、夫婦一緒に納付していたのに、私だけが未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である上、申立人は、申立期間後は国民年金保険料をすべて納付しているほか、60歳到達後は国民年金に任意加入していることから、申立人の国民年金に対する納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間の前後の加入期間において、国民年金保険料は納付済みとなっているが、申立期間の前後を通じて、申立人の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないこと、及び同一世帯の申立人の夫には、申立期間において免除の記録は無く、申立期間当時、申立人の夫の事業所得から申請免除が認められる基準には該当しないと推定できることから、申立人のみが申立期間について免除とされていることは不自然である。

さらに、申立人及びその夫は二人でA店を経営し、国民年金保険料は、同店に毎月集金に来ていた信用金庫の職員を通して納付していたと主張しているところ、申立人夫婦の国民年金保険料は、納付年月日が確認できる平成14年4月から16年2月まですべて同一である上、納付年月日まで確認できる9年4月から14年3月まで、ほぼ同一月に納付していることが確認できるほか、国

民年金手帳記号番号も昭和 49 年 4 月に連番で払い出されていることから、夫婦と一緒に保険料を納付していたとする申立人の主張に不合理な点は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成6年12月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月から7年3月まで  
ねんきん特別便が届き、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることを知った。

私は、平成6年12月に厚生年金保険から国民年金への切替手続をして、夫婦二人分の国民年金保険料を同時に納付した。

申立期間の妻の国民年金保険料が納付済みとなっているのに、私だけが未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付しているほか、国民年金保険料を8年3か月間前納していることから、国民年金に対する意識は高かったものと認められる。

また、申立期間は4か月と短期間であり、申立人の妻は申立期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる上、申立期間前後において申立人夫婦の保険料の納付年月日が共に確認できる期間（昭和58年10月から平成13年5月までのうちの118か月間）の記録はすべて同一であることから、夫婦同時に保険料を納付していたとする申立人の主張に不合理な点は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続を除くと、その後の3回の切替手続及び国民年金保険料の納付を遺漏無く行っており、申立期間のみ加入手続をしていないことは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

昭和36年4月ころ、A市B出張所において、国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、同出張所において納付した。

昭和50年ころの特例納付の実施期間中に、夫が国民年金に加入していなかったことが分かり、A市C区役所において、夫の国民年金の加入手続を行うとともに、夫の保険料を資格取得時から特例納付により一括納付した。

その時、私の保険料も、一部未納期間があるとの説明を受けたことから、私の未納保険料も一緒に納付し、未納期間が無いはずである。

申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料の未納が無い上、その夫は、申立期間を含め、すべて保険料を納付しており、申立人夫婦の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、昭和36年4月ころ、A市B出張所において、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料の納付は、同出張所において、印紙により納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、36年4月以前にA市において払い出されている上、当時、A市B出張所が存在し、申立人が同出張所において、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付することが可能であったほか、申立人が主張する保険料の納付方法も、当時の取扱いと一致する。

さらに、申立人は、昭和50年ごろの特例納付の実施期間中に、その夫の国民年金の加入手続を行うとともに、特例納付により資格取得時にさかのぼって夫の保険料を一括納付したとしているところ、その夫の国民年金手帳記号番号

は、50年1月に払い出されている上、保険料も特例納付により資格取得時にさかのぼって納付されていることが確認できる。

加えて、申立人は、その夫の国民年金保険料を特例納付した時に、自身の未納期間についても、保険料を一括納付したとしているところ、社会保険事務所の特殊台帳から、申立人が昭和41年5月から48年3月までの期間について、保険料を一括納付していることが確認でき、申立人の主張に不自然さはみられない。

その上、申立人は、申立期間の翌々年度の昭和41年5月から42年3月までの期間について、社会保険事務所の特殊台帳では、保険料が納付済みと記録されていたにもかかわらず、平成9年2月に記録が訂正されるまで、オンライン記録では未納期間とされており、申立期間直後の納付記録が適切に管理されていなかった状況がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から44年3月まで

昭和36年ごろ、A市役所において、国民年金の加入手続を行った。

その後、昭和38年12月にA市からB市へ転居し、一時期、国民年金に未加入となったが、42年6月、B市C出張所において、国民年金に再加入した。

国民年金保険料は、同出張所において、3か月ごとに納付するか、又はお金の余裕があった時は、前納により一括納付した。

領収書等は所持していないが、申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及びA市からB市へ転居した際に生じた3か月を除き、国民年金保険料の未納が無く、申立人の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、昭和42年6月ころ、B市C出張所において、国民年金の再加入の手続を行ったとしているところ、当時、同出張所が存在し、申立人が同出張所において国民年金の再加入の手続を行うことが可能であった上、B市の被保険者名簿から、申立人が42年6月に国民年金に再加入をしていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料の納付方法について、同出張所において、3か月ごと又は前納により一括納付したとしているところ、保険料の納付日が確認できる期間については、申立人が保険料を3か月ごと又は前納により一括納付していることが確認でき、申立人の主張と一致する。

加えて、申立期間は、申立人が国民年金の再加入の手続を行った直後の期間であるが、申立人は、当時、任意加入対象者であり、申立人が保険料を納付

する意思が無いにもかかわらず、国民年金の再加入の手続を行ったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成10年11月19日）及び資格取得日（平成11年1月4日）を取消し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和26年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：平成10年11月19日から11年1月4日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

A社には平成9年6月から現在まで継続して勤務しており、申立期間における厚生年金保険料控除の事実が確認できる給与明細書があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録では、A社において平成9年6月9日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、10年11月19日に資格を喪失後、11年1月4日に同社において再度資格を取得しており、10年11月及び同年12月の申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の加入記録、申立人から提出された給与明細書の写し及びA社から提出された給与明細書の写しにより、申立人は、平成9年6月9日から現在までA社で継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成10年10月及び11年1月の社会保険庁の記録及び給与明細書における厚生年金保険料の控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は給与明細書以外の当時の書類は残されていないため不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成 10 年 11 月及び同年 12 月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 北海道厚生年金 事案 878

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和42年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月21日から同年10月1日まで

昭和40年4月1日にB社に入社し、42年9月21日にグループ会社のA社に転勤したが、厚生年金保険被保険者記録では、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。グループ会社間を異動しただけであり、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所が保管する従業員台帳、及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間にA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社が保管する従業員台帳において確認できるB社からA社への異動発令日は、昭和42年8月21日であるが、B社における当時の上司は「当時、引継ぎ等で実際の異動は、辞令発令日後1か月程度後になることがあり、雇用保険の手続きは異動実態に合わせて行っていたと記憶している。」と供述している上、申立人の雇用保険の加入記録は、42年9月20日にB社を離職し、翌日の9月21日にA社の資格を取得していることが確認できることから、A社における厚生年金保険被保険者の資格取得日を42年9月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭

和 42 年 10 月の社会保険事務所の記録から、2 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月31日から同年4月1日まで  
昭和39年4月1日から平成14年12月31日まで、A社の社員として継続勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていた。  
社会保険庁へ厚生年金保険の加入記録について照会したところ、同社での勤務期間が1か月不足していた。  
申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、事業主から提出された在籍期間の確認できる人事調書及び辞令の写しにより、申立人がA社に継続して勤務し（昭和44年4月1日にA社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における申立期間前後の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時は会社更生法による更生計画において管理されていたことから、控除した厚生年金保険料を社会保険事務所に対し納付したと主張するが、これを確認できる関連資料は無く、この理由のみでは、事業主による保険料納付を確認することはできない。

また、社会保険事務所の記録、当該事業所から提出された辞令の写し及び事業主の「当該事業所では転勤に係る厚生年金保険の得喪については、発令日にかかわらず翌月1日付けで事務手続を行っていた。」との供述がある上、

申立人と同時に転勤した同僚についても申立人と同様の記録となっていることが確認できることから、事業主が申立人とその同僚の二人について厚生年金保険の被保険者資格喪失日を昭和44年4月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と記録することは考え難く、事業主が同日を資格喪失日と届け出たと考えられる。

事業主によるこれらの届出の結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 37 年 6 月 1 日まで  
申立期間については脱退手当金を受給しているとのことであった。

しかしながら、私は脱退手当金を請求したことも無いし、受け取った記憶も無い上、退職から 2 年 3 か月もたって支給されているのも不自然であり納得ができないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 年 3 か月後の昭和 39 年 9 月 8 日に支給決定されたこととなっている上、脱退手当金の支給記録がある同僚二人は、「会社では脱退手当金制度の説明も事務の代理もしていなかった。」と供述していることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであるとともに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は、年金手帳の再交付日である昭和 50 年 8 月 20 日に変更処理がなされたことが記録されていることから、脱退手当金は旧姓で請求されたと考えられるが、申立人は 37 年 7 月 13 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から 40 年 2 月 1 日まで  
② 昭和 42 年 3 月 6 日から 43 年 9 月 21 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間については脱退手当金が支給されているとの回答であったが、脱退手当金を受給したことは無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の最終事業所における厚生年金保険加入期間は脱退手当金の受給要件である 24 か月に満たない 18 か月であるとともに、申立期間に係る脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 11 か月後の昭和 44 年 8 月 25 日に支給決定されたこととなっていることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたと考えられるが、申立人は昭和 43 年 10 月 5 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を請求する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、両申立期間の間にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっており、これを失念するとは考え難い上、未請求である被保険者期間と申立期間である被保険者期間は同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、

支給されていない期間が存在することは、事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和34年11月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年11月5日から同年12月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、厚生年金保険の被保険者記録では、昭和34年11月5日付けA社C支店資格喪失、同年12月1日付け同社B支店資格取得となっているとの回答であった。

私は定年まで一貫してA社の社員であり、同社を離職したことは無いため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社から提出された人事個人票及びD健康保険組合の加入記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和34年11月5日にA社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支店における昭和34年12月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「確認できる関連資料は無いものの、厚生年金保険被保険者資格取得届に関して申立てどおりの届出を行っていない上、申立期間の厚生年金保険料は納付していない。」と述べていることから、事業主が昭和34年12月

1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の、A社B工場における資格喪失日に係る記録、及び同社C支店(現在は、D本社)における資格取得日に係る記録を昭和44年10月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月21日から同年11月1日まで  
昭和41年4月1日にA社に入社して、平成21年2月15日に退職するまで、継続して勤務していた。

申立期間は、同社B工場から同社C支店に転勤になった時の期間である。  
厚生年金保険料控除の事実が確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

人事記録、雇用保険の記録及びE健康保険組合の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和44年10月20日にA社B工場から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社C支店における昭和44年11月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日、及び取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店の資格取得日に係る記録を昭和29年4月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 申立人のA社D支店における資格取得日は、昭和29年12月1日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額は7,000円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月1日から同年5月1日まで  
② 昭和29年12月1日から30年1月1日まで

A社には昭和29年4月1日付けで採用され、同社C支店E出張所に勤務していたが、厚生年金保険の加入期間が同年5月1日からとなっている。また、同年12月1日付けで組織変更により同社C支店E出張所がD支店となったが、同年12月が厚生年金保険に未加入となっている。当時の給与明細書を所持しており、両申立期間については厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人が所持する当時の給与明細書、辞令及び当該事業所が保管する人事記録台帳により、申立人がA社C支店E出張所に昭和29年4月1日から勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所の記録により、申立人と同時期に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる二人に照会したと

ころ、このうち一人は、「私は昭和 28 年 8 月 1 日に入社し、同社C支店E出張所に勤務していた。申立人は学校の後輩であり、29 年 4 月 1 日入社である。」と述べており、他の一人は、「28 年 4 月 1 日に入社した。」と述べているところ、社会保険事務所の記録によると、両者とも入社日と厚生年金保険の資格取得日は一致していることが確認できる。

これらの事実、これまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額及び申立人に係るA社C支店E出張所における昭和 29 年 5 月の社会保険事務所の記録から、7,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、申立人が所持する当時の給与明細書、辞令及び当該事業所が保管する人事記録台帳により、申立人がA社D支店に勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、社会保険事務所の記録によると、同社D支店は昭和 29 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっているものの、厚生年金保険被保険者名簿に記載された整理番号 1 番から 11 番までの被保険者の資格取得日は 30 年 1 月 1 日と記載されており不自然である。

さらに、社会保険事務所が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出票に記載された同社D支店における資格取得日は、昭和 29 年 12 月 1 日となっている。

加えて、社会保険庁のオンライン記録によると、前述の被保険者 11 人のうち申立人を含む 6 人（このうち一人は、脱退手当金を支給された記録となっているが、支給決定された金額は「昭和 29 年 12 月」が被保険者期間に含まれたものとされている。）の厚生年金保険の資格取得日は昭和 30 年 1 月 1 日となっているものの、残り 5 人のうち、二人の資格取得日は 29 年 12 月 1 日となっており、他の 3 人は記録が存在しないことから、当該事業所に係る記録管理が適切に行われていなかった状況がうかがわれ、このことから、申立人の当該事業所における資格取得日に係る記録は有効な処理とは認められない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、昭和 29 年 12 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額及び申立人に係る A 社 D 支店における昭和 30 年 1 月の社会保険事務所の記録から、7,000 円とすることが妥当である。

## 北海道国民年金 事案 989

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から45年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から45年3月まで  
申立期間について、国民年金と厚生年金保険の重複加入による国民年金保険料の還付金を受け取った記憶が無い。  
還付の事実の有無を確認したい。

### 第3 委員会の判断の理由

昭和39年10月から45年3月までの国民年金保険料については、申立人が主張するとおり納付したことが確認できるものの、当該期間は、厚生年金保険加入期間であり、重複納付期間となるため国民年金保険料納付済期間とすることはできないことから、申立期間の国民年金保険料が還付されることに不自然さはみられない。

また、申立人の特殊台帳及びA市の被保険者名簿には、還付処理されたことが還付金額や還付整理番号などとともに明確に記載されており、この記載内容にも不合理な点は無く、ほかに申立人に対する国民年金保険料の還付を疑わせる事実も見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても、還付された記憶が無いという以外に国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人に申立期間の国民年金保険料が還付されていないものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 990

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から40年3月まで

国民年金制度が発足した時に夫婦で加入手続をし、保険料は集金人による訪問徴収で納付していた。

その後、A町に転居したが、役場担当者から「このままでは年金がもらえなくなる。」と言われ、社会保険事務所から未納期間の納付書が送付されてきたので、これで保険料を納付した。未納期間は無いはずなので調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていることをうかがわせる周辺事情は無い。

また、申立人は、B市居住時において国民年金保険料を集金人に納付していたと主張しているが、申立期間当時、申立人が居住していた地区において、国民年金の集金組織の存在は確認できないほか、B市でいつまで保険料を納付していたかなど、当時の納付状況に係る記憶は明確でない。

さらに、申立人は、A町居住時において社会保険事務所から送付されてきた未納期間の納付書の国民年金保険料金額は夫婦併せて10万円程度であり、すべてを納付できなかったことから社会保険事務所に相談し、その一部について納付したとしている。この金額は、当時未納とされていた108か月（夫婦併せて216か月）の特例納付金額（夫婦併せて9万7,200円）とおおむね一致することから、納付できなかった一部の未納期間が申立期間と推定できる。

加えて、申立人及びその妻の記録上の特例納付開始月から60歳到達月までの月数は、それぞれ303か月及び307か月となることから、申立人は、年金受

給資格（300 か月の納付済期間等が必要）を満たすため、申立人の 60 か月分及びその妻の 12 か月分の夫婦併せて 3 万 2,400 円を特例納付したものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 991

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から44年3月まで

国民年金制度が発足した時に夫婦で加入手続をし、保険料は集金人による訪問徴収で納付していた。

その後、A町に転居したが、役場担当者から「このままでは年金がもらえなくなる。」と言われ、社会保険事務所から未納期間の納付書が送付されてきたので、これで保険料を納付した。未納期間は無いはずなので調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていることをうかがわせる周辺事情は無い。

また、申立人は、B市居住時において国民年金保険料を集金人に納付していたと主張しているが、申立期間当時、申立人が居住していた地区において、国民年金の集金組織の存在は確認できないほか、B市でいつまで保険料を納付していたかなど、当時の納付状況に係る記憶は明確でない。

さらに、申立人は、A町居住時において社会保険事務所から送付されてきた未納期間の納付書の国民年金保険料金額は夫婦併せて10万円程度であり、すべてを納付できなかったことから社会保険事務所に相談し、その一部について納付したとしている。この金額は、当時未納とされていた108か月（夫婦併せて216か月）の特例納付金額（夫婦併せて9万7,200円）とおおむね一致することから、納付できなかった一部の未納期間が申立期間と推定できる。

加えて、申立人及びその夫の記録上の特例納付開始月から60歳到達月までの月数はそれぞれ307か月及び303か月となることから、申立人は、年金受給

資格（300 か月の納付済期間等が必要）を満たすため、申立人の 12 か月分及びその夫の 60 か月分の夫婦併せて 3 万 2,400 円を特例納付したものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年9月から37年3月までの期間及び37年9月から38年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年9月から37年3月まで  
② 昭和37年9月から38年3月まで

昭和36年4月から始まった国民年金制度のことを20歳前に町内会の人から聞いており、36年の7月か8月ころ、町内会の人から勤務先に国民年金の書類を持って来たので、その場で手続したと記憶している。保険料の納付については、毎月末ころに町内会の人から勤務先に集金に来ていたので、その際に納付していた。

領収書等の証拠となる物は無いが、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和36年の7月か8月ころ、町内会の人から勤務先に国民年金に関する用紙を持って来た時に、その場で国民年金加入手続を行った。」と主張しているが、申立人が申立期間当時居住していたA市の市役所から、「国民年金加入手続業務及び保険料集金業務を町内会に委託したことは無い。別に国民年金協力会という組織があったが、その会員は既に国民年金に加入している被保険者であり、当該組織は、国民年金加入手続や保険料の収納を行う組織ではなかった。」との証言を得ている上、申立人が町内会の人から勤務先に集金に来ていたと主張しているB氏に確認したところ、「申立人を知ってはいるが、申立人の国民年金に関する手続等は行っていない。」との証言を得ており、さらに、C町内会々長から町内会組織として国民年金の加入手続及び集金業務は行っていないことを確認しており、申立人の主張と一致しない。

また、A市が保管する国民年金被保険者台帳の記録では、申立期間②の直前

の昭和37年4月から同年8月までの保険料は38年1月にまとめて納付されていることが確認できる上、申立期間②の直後の38年4月から同年6月までの保険料も同年6月にまとめて納付されていることが確認できることから、申立人の「毎月集金人に現金で納付していた。」とする供述は不自然である。

さらに、申立人には申立期間以外にも未加入期間及び未納期間があることから、申立人の国民年金保険料納付意識が高かったものとは認められない。

加えて、i) 申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、ii) 申立人は、「毎月保険料の集金に訪れていた集金人は、同じ勤務先に勤めていたことがあり、何度か会ったことがあるので名前を覚えていた。」としているが、当該集金人が当該事業所に勤務していた時期等の記憶が無いこと、iii) 申立人が申立期間当時、勤務していたとする事業所の社長夫妻は既に他界しており、当時の納付状況を確認することができないことから、申立期間に係る国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる事情がみられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 993

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から45年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月から45年7月まで

昭和41年5月ごろ当時居住していたアパートの大家(A氏)に国民年金の加入を勧められ、B市C出張所で加入手続を行った。

国民年金手帳の交付を受けたかどうか定かではないが、国民年金手帳が手元に無いまま、集金人に3か月ごとに納付していたと記憶している。

昭和42年8月に現在の住所に転居した後は、別の集金人に継続して納付しており、途中でやめた記憶は無いので、未納期間は無いはずである。

ただし、昭和58年に、長期間所在不明であった夫と離婚し、生活に困窮した際には1年ぐらい納付を休んだことがある。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年5月ころ国民年金の加入手続を行うと同時に保険料の納付を開始したと主張しているが、社会保険庁が保管する記録及び申立人が所持している国民年金手帳の記録から、申立人は45年8月に国民年金の任意加入手続を行ったことが確認でき、申立期間のうち大部分の期間が任意加入対象期間であり、制度上、加入手続を行った時点から遡<sup>さかのぼ</sup>って国民年金に加入すること、及び保険料を納付することはできない上、D社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出管理簿により申立期間前後の手帳払出しを確認した結果でも、申立人が所持している国民年金手帳のほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立人が45年以前に加入手続をした事情は見当たらない。

また、申立人が所持する国民年金手帳の昭和45年度国民年金印紙検認記録欄及びD社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳の昭和45年7月の

欄に、「この月まで納付不要」の印が押されていることが確認できる。

さらに、申立人は、保険料の納付方法について「集金人に納付した際、細長い領収台紙にはる用紙をくれた。」と供述しているが、B市における申立期間当時の納付方法は、国民年金手帳に印紙を貼付<sup>ちようふ</sup>して検認を受ける印紙検認方式であったことから、申立人の供述には不自然さが見受けられる。

加えて、アパートの大家であるA氏は、「自分は1階に住んでおり、申立人は2階に住んでいたので、申立人が集金人に保険料を納付したことを確認したわけではないが、申立人と国民年金の加入の話をしたことがあるので、申立人も納付していたのだらうと思い、今回、申立人から依頼されて証言する文書を書いたものである。」と証言していることから、当該文書を申立期間に係る国民年金保険料の納付の事実を立証する資料として採用することは困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 994

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 7 月から 49 年 12 月までの期間、50 年 3 月及び同年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 7 月から 49 年 12 月まで  
② 昭和 50 年 3 月  
③ 昭和 50 年 12 月

昭和 38 年 7 月ころ、養母が私と夫の国民年金加入手続を一緒に行い、保険料については、夫婦二人分を養母名義の銀行口座から振替により納付していたはずである（その後の申立人に対する調査では、「A市商工会議所で加入手続及び保険料の納付を行ったと思う。」と主張が<sup>へんせん</sup>変遷している。）。  
申立期間について、私の国民年金保険料だけが未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断理由

申立人は、申立書の提出時点では、「昭和 38 年 7 月ころ、養母が私と夫の国民年金加入手続を同時に行い、保険料については、夫婦二人分を養母名義の銀行口座から振替により納付していた。」と主張していたが、その後、申立人に対して行った聴取結果では、「養母が加入手続及び保険料の納付を行った場所は、A市商工会議所だと思う。」と述べるなど、その供述は<sup>へんせん</sup>変遷しており、申立内容には不自然さが見受けられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳管理簿により、昭和 51 年 12 月であることが確認でき、その時点で、既に申立期間の保険料の大部分が、時効により納付できない上、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、社会保険庁が保管する被

保険者記録から、国民年金制度が発足した昭和35年10月1日付けで付与されている上、夫の保険料の納付開始時期は、保険料徴収が開始された36年4月からであることが確認でき、「養母が、夫婦二人分の国民年金の加入手続を同時に行った。」とする申立人の主張とは一致しない。

加えて、申立人は国民年金保険料の納付方法について、「A市内の養母名義の銀行口座から振替していた。」と主張しているが、A市において国民年金保険料の口座振替を開始した時期は、申立期間後の昭和61年4月以降であることが確認でき、申立人の主張と相違している上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に全く関与しておらず、申立人が国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする養母は既に他界しているため、申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料納付状況が不明である。

なお、申立人は、申立期間の前後の保険料を国民年金手帳記号番号が払い出されたと認められる昭和51年12月よりも後に過年度保険料として納付しているほか、申立期間以降も、保険料の未納期間が長期間存在している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年8月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできないとともに、58年4月から61年3月までの期間及び62年4月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年8月から58年3月まで  
② 昭和58年4月から61年3月まで  
③ 昭和62年4月から63年3月まで

昭和57年8月26日に夫の分と一緒に、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、加入した同年8月から8か月は現金で納付した。その後、58年4月から63年9月まで無収入だったので、免除申請を行った。

夫と一緒にそれぞれの手続きをしたにも関わらず、夫の分だけ記録され、私の記録が漏れているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間以外にも未納期間がある。

また、申立人は、「昭和57年8月に、夫と一緒にA市B区役所で国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、申立人の夫の国民年金手帳記号番号が払い出されたと思われる昭和57年8月に申立人の国民年金手帳記号番号が付与された記録は存在しない上、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、平成4年1月から同年2月ごろと推認されることから、申立期間①は無資格期間となるため、申立人は保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される平成4年1月から同年2月ごろの時点では、申立期間①に係る保険料は時効により納付することができない期間であり、申立期間②及び③については、免除申

請ができる期間を既に経過していることから、申立人の「私が、夫の分と一緒に加入手続、保険料納付及び免除申請手続を行った。」とする供述は合理性に欠ける。

加えて、申立人は国民年金保険料の納付及び免除申請手続をした時の状況についての記憶が不明確であるほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとともに、申立期間②及び③の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から63年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から63年1月まで  
昭和47年、結婚と同時にA市役所で国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料は、3か月ごとに自分自身がA市役所に出向き、窓口で納付した。自分は国民健康保険料や税金等に滞納は無く、妻だけが国民年金保険料を納付し自分が未納であることは考えられない。納付を証明する物は無いが、申立期間について未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年4月にA市役所で婚姻届の提出と同時に国民年金に加入したと主張しているが、申立人の戸籍謄本によると婚姻届は同年11月であることが確認できる上、当時、申立人に係る国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立期間は15年9か月と長期間である上、申立人は国民年金保険料を申立人の妻の分と一緒に3か月ごとにA市役所で納付していたとしているが、申立人の妻の被保険者台帳の検認記録から、複数年にわたり一括納付されていることが確認でき、夫婦一緒に3か月ごとに納付していたとする申立人の供述と一致しない上、申立人の保険料納付に係る記憶は曖昧である。

さらに、申立人に係る「昭和60年分の給与所得者の保険料控除申告書」の社会保険料控除欄には「国民年金8万880円」、昭和61年分の同申告書の同控除欄には「国民年金8万5,200円」の記載があるが、当該金額はいずれも一人分の国民年金保険料額であるほか、60年同申告書の「保険料を負担することとなっている人」欄には申立人の妻の氏名が記載されていることから、申立人の妻一人分の保険料であることが確認できる。

加えて、申立人が、申立期間当時に国民年金に加入し、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が当時A市役所に対応したとする職員は、国民健康保険係に在籍していたことが確認できるなど、ほかに申立期間において国民年金に加入し、その保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から61年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から61年3月まで

国民年金保険料の支払が困難な場合の対処について、知人に尋ねた際に、免除申請をするように教えられ、A町役場窓口で昭和56年4月に免除申請をしたのに、申立期間が国民年金未加入期間とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A町役場窓口で昭和56年4月に免除申請の手続を1度だけ行ったと主張しているものの、申立期間は5か年度にわたる期間であり、申立期間当時、A町では年度ごとに免除申請手続を行う必要があったこと、また、申立人に係る社会保険庁の記録及びA町の国民年金被保険者名簿により、同年4月1日に国民年金の資格を喪失した記録が確認できるほか、申立人も申立期間後の61年4月に国民年金の加入手続を行った記憶があるとして、申立内容には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人は、国民年金の保険料免除申請書を提出した記憶が無く、国民年金の保険料免除承認通知書を受け取った記憶も無いなど、当時の免除申請手続についての記憶が曖昧である上、申立期間の国民年金保険料の免除申請を行ったことを示す関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 998

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から52年3月まで

昭和52年ころ、役場から特例納付の案内が来たので、定期貯金を解約し、未納となっていた37年4月から52年3月までの夫婦二人分の国民年金保険料を役場で一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は、社会保険庁の被保険者台帳（マイクロフィルム）及びA町（現在は、B町）の被保険者名簿の記録から、昭和55年6月ごろ夫婦一緒に国民年金保険料の特例納付（申立人は昭和37年4月から47年6月までの123か月分、その夫は37年4月から47年10月までの127か月分）をしたものと推認できる。

しかしながら、申立人が国民年金保険料を一括納付したとする昭和52年ころは、特例納付の実施時期（第3回：昭和53年7月から55年6月まで）と相違している上、申立期間を含む37年4月から52年3月までの申立人及びその夫の特例納付保険料は合計で144万円となるどころ、申立人は約40万円としており、金額が著しく乖離<sup>かいり</sup>しているなど、特例納付に係る記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>である。

また、申立期間のうち、申立人の夫については、社会保険事務所の被保険者台帳（マイクロフィルム）の記録から、国民年金保険料の特例納付済期間のうち、厚生年金保険と重複する期間（33か月）の保険料が、昭和47年11月から50年7月までの期間（33か月）に充当されたことが確認できる上、続く50年8月から52年3月までの期間は未納期間となっている。

さらに、申立人が一括納付したとするA町役場の窓口では、特例納付による

保険料の収納は行われていなかったほか、申立人には複数回にわたって納付した記憶が無いことなどを踏まえると、申立人が申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 999

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年10月まで

私は申立期間に実家で父のA業を手伝っていたが、その間、父が私の国民年金の加入手続をし、保険料を納付してくれた。昭和36年11月からB市内で仕事をする事となり、実家を離れる際に国民年金手帳を父から受け取ったが、何度か転居を繰り返すうちに同手帳を紛失してしまい、年金受給手続の際に申立期間の納付について申出をしたが、認められなかった。申立期間の保険料の納付事実を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の父が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、その父も既に死亡していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、i) 社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和36年3月にC村（現在は、D町）において申立人の母及びその妻と共に連番で払い出されていることが確認できること、ii) 同払出簿の申立人及びその妻の欄には「不在台帳消除」と記載されているのみで、進達状況等を記入する処理経過欄は空白となっており、当該手帳記号番号が使用された形跡が見当たらないことから、申立人及びその妻がC村からB市に転出した後に記載されたものであると推認でき、行政の手続上に不自然な点はみられない。

さらに、申立人は、昭和49年3月ごろに、E町（現在は、F町）で別の国民年金手帳記号番号の払出しを受けているが、その時点では、申立期間は特例納付によるほかは時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申

立人にもさかのぼって保険料を納付した記憶が無いほか、申立人には申立期間以外にも複数の国民年金未加入期間が存在する。

加えて、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらず、ほかに申立期間に係る国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 1000

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から56年3月まで

昭和45年2月に父の経営するA社に入社した際、母から勧められ国民年金に加入した。国民年金の加入手続及び保険料の納付は、内縁の妻が行っていた。申立期間の保険料について、納付していた事実を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付については、申立人の内縁の妻が行ったとして申立人自身は関与しておらず、申立人の内縁の妻は、既に死亡しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、i)申立人がA社に勤務を開始した時期は、雇用保険の記録から昭和47年4月であることが確認でき、45年2月とする申立人の主張と一致しないこと、ii)申立人は、保険料月額を160円と記憶しているが、昭和45年度の保険料月額とは大きく相違していることなど、申立内容に不自然さが見受けられるほか、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、申立期間は、国民年金の未加入期間であったものと推認できる。

さらに、申立期間は11年2か月と長期間であり、申立人には申立期間以外にも複数の国民年金未加入期間が認められる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 1001

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月から49年6月まで

国民年金には、自営の会社にいた時にA氏から勧められたので加入しようと思ひ、同級生でB職のC氏がD市役所で手続をしてくれたと思ひ。申立期間の国民年金保険料については、自営の会社で納付していたことぐらいしか記憶していないが、保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年4月に払い出されていることから、申立期間に係る国民年金保険料を納付することは可能であるが、申立人は、保険料の納付に関する具体的な記憶が無い上、保険料を納付したことが確認できる資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

また、申立人の協力を得られないため、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする同級生及び申立人の元妻に対して、申立期間当時の状況を確認することができない。

さらに、申立人は「申立期間当時、友人と立ち上げた会社が倒産したため、それまで保有していた資産をすべて負債整理に充当した上、妻に迷惑が掛からないよう妻とも別れた。」と述べていることから、申立期間当時、国民年金には加入せず、保険料も納付しなかった可能性も否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年5月ごろから28年1月ごろまで

昭和26年5月ごろから28年1月ごろまで、A社にB職として勤務していたが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答であった。

給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間中にA社に勤務していたことは推認できるが、当該事業所は平成15年3月1日に合併しており、合併先の事業所においては当時の資料は保管されておらず、当時の事業主も既に死亡していることから申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人が氏名を挙げた同僚4人のうち一人及び当該事業所において厚生年金保険に加入している者から申立期間当時在籍していたと供述が得られた同僚二人は、当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できない上、複数の同僚は、「当時、入社後すぐに退社するなど従業員の入退社が多かったこと、従業員も社会保険の加入より手取額を多くすることを望んでいたことから、従業員全員を厚生年金保険に加入させてはいなかったと思う。」と供述している。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人が氏名を挙げた同僚のうち一人は、申立期間以前に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、申立期間中に当該事業所において再度資格を取得していることが確認できるところ、同人は、「当時、自分はB職に従事しており、申立人は助手として一緒に組んで仕事を

していた。私自身、途中で退職した記憶は無いが、厚生年金保険の加入については不明である。」と供述している。

このことから、当該事業所では、従業員について、一律的に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれ、職種、身分等の何らかの基準により、従業員ごとに加入の判断を行っていたものと推測される。

加えて、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人が厚生年金保険の資格を取得した記録は無く、整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から同年12月まで

A社には、昭和62年から平成6年まで季節雇用者として勤務していたが、申立期間についてのみ厚生年金保険の加入記録が無く、この記録は、私が記憶している勤務実績とは相違している。

当時の給与明細書等は保管していないが、申立期間においても間違い無く当該事業所に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと主張しているが、雇用保険の被保険者記録により、申立期間のうち昭和62年4月10日から同年11月15日までの期間については、申立事業所とは異なる他の事業所で勤務していたことが確認できる上、この事業所を退職後においては、雇用保険の求職者給付を受給していることが確認できる。

また、前述の他の事業所を申立人と共に退職し、同時にA社に入社したとして申立人が名前を挙げた同僚一人についても、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間においては、前述の他の事業所で厚生年金保険に加入していることが確認できる。

一方、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の前述の事業所における在籍期間は、昭和54年3月1日から同年12月15日までの期間を除き国民年金保険料の納付済期間であること、及び申立人は、同事業所においては「厚生年金保険には加入していなかった。」と供述していることを併せて判断すると、申立人が申立期間において、この事業所で厚生年金保険に加入していたとも考え難い。

さらに、A社における申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者に照会したところ、いずれも「申立人が入社したのは昭和63年4月であり、申立期間は当社に勤務していなかった。」と供述していること、及び申立人が名前を挙げた同職種の同僚6人のうち所在が特定できた一人に照会した結果においても、「私は昭和62年4月にA社に入社したが、申立人が入社したのは63年4月であり、申立期間は同社に勤務していなかった。」と供述していることを併せて判断すると、申立人が申立期間において当該事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 7 月 16 日から 37 年 2 月 1 日まで  
年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されていることを知った。しかしながら、当時、私は、退職後も働く予定だったので、会社には脱退手当金の受給手続きをあえて断った記憶がある。脱退手当金を受給したはずはないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 37 年 2 月の前後 2 年以内に資格喪失した者 18 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、12 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 10 人が資格喪失日から 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、申立期間に係る事業所では「退職する女性に脱退手当金制度の説明をしていた。また、社会保険事務所への請求手続きを退職者に代わって行う場合もあった。」と回答していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に係る被保険者名簿には脱退手当金を支給したことを意味する「脱退」の表示がなされているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 37 年 2 月 26 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金

を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年1月17日から同年9月1日まで  
申立期間については、A社（現在は、B社）において社長として勤務していた。事務は妻に任せており、妻は非常にしっかりとしていたので、申立期間の厚生年金保険料を納付していないことは考えられない。申立期間についても営業は継続して行われていたため、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無いが、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付しているはずであると主張しているが、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和62年9月1日であり、適用事業所となっていない申立期間の厚生年金保険料を納付していたとは考え難い。

また、申立人が、社会保険に関する事務の一切を任せていたとする申立人の妻の当該事業所における資格取得日も申立人と同じ昭和62年9月1日であることから、申立人の妻は、当該事実について承知していたものと考えられる。

さらに、当該事業所の厚生年金保険適用時から加入していた被保険者について厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間は別の事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できるか、あるいは、厚生年金保険に加入した形跡は見当たらず、そのうち所在が確認できた3人に照会したが、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用についての事実を確認できる供述を得ることはできない。

加えて、申立人が申立期間について同社の従業員であった者として名前を挙げた5人のうち、申立人の妻を除く4人は、当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得した記録は無く、昭和62年3月1日に申立人の兄が経営

するC社において厚生年金保険の被保険者となっていることが社会保険事務所の記録から確認できるとともに、このうち二人は、「申立期間はC社に勤務し、給料も同社から支給されていた。」と述べている。

その上、事業主（申立人）は、申立期間当時の書類については既に廃棄していると回答しており、事務担当者であった申立人の妻も既に死亡しているため、申立てに係る事実を確認することができない。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、A社の代表取締役である申立人は、同社における社会保険事務への関与を否定しているものの、申立期間当時の事務担当者は申立人の妻であることが申立人及び当時の複数の従業員の供述により明らかであること、申立人は申立期間当時の従業員数は10人ほどであったと供述していることを踏まえると、申立人が当該事業所における社会保険事務を全く把握できない状態であったとは認められない。このため、仮に申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていたとしても、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）第1条第1項ただし書の規定により、「当該事業主が当該業務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については同法において厚生年金保険被保険者として記録訂正の対象とすることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年11月ころから23年12月ころまで  
終戦後実家に戻り、申立期間についてはA社に勤務していた。給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和34年4月作成の履歴書及び申立人と一緒に勤務していた同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間当時、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和23年12月7日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間の大半は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人が名前を挙げた同僚17人のうち7人は、当該事業所の厚生年金保険新規適用年月日である昭和23年12月7日に被保険者資格を取得していることが確認できるものの、これ以前に厚生年金保険被保険者であった記録は確認できない。

さらに、事業主の所在は不明であり、申立人が名前を挙げた同僚等は死亡等により所在が確認できず、唯一、照会できた同僚も、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことは認めているが、厚生年金保険料の控除については不明である。

加えて、申立人及び前述の同僚が記憶している当時の従業員数は40人ほどであるが、当該事業所の厚生年金保険新規適用年月日である昭和23年12月7日の厚生年金保険被保険者数は26人であることが社会保険事務所の被保険者名簿により確認できることを踏まえると、当時、事業主はすべての従業員を厚

生年金保険に加入させたとは限らない実態が見受けられる。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 890

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 5 月 16 日から 35 年 7 月 1 日まで  
② 昭和 35 年 7 月 1 日から 36 年 2 月 25 日まで

申立期間①は、A 県 B 市にあった C 社に勤務し、D 職に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②は、E 市 F 区にあった G 社に勤務し、D 職に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険事務所の記録によると、A 県 B 市に所在する C 社が、厚生年金保険の適用事業所であった形跡はない。

また、登記簿の記録を調査しても、申立期間①当時、当該事業所が申立ての地域に存在していたことは確認できなかった。

さらに、申立人が当該事業所の事業主であったとする者及び同僚であったとする者は、申立人が名字しか記憶していないため個人を特定することができないことから、これらの者から当該事業所の状況、申立人の勤務状況等について確認することができず、ほかに申立人が申立期間①において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間①について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情はない。

2 申立期間②については、申立人の複数の同僚の供述から判断すると、申立人が、期間の特定はできないものの、申立期間②中に G 社に勤務していたこ

とは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、G社は昭和53年2月28日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の所在も不明であることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚9人のうち、個人が特定できるとともに生存が確認された5人に照会したところ、回答があった二人は、いずれも、「当該事業所では試用期間があった。」と供述している上、社会保険事務所の記録により、自身が記憶する入社時期から、それぞれ1年後、2年後に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる。さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間②において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに生存及び所在が確認された8人に照会したところ、回答があった6人のうち二人は、いずれも、「当該事業所では試用期間があった。」と供述している上、当該6人のうち4人は、社会保険事務所の記録により、自身が記憶する入社時期から、それぞれ2か月後、3か月後、3か月後、3年後に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できることを踏まえると、当該事業所では、採用後、一定期間において同保険被保険者資格を取得した旨の届出を行っていたものと考えられる。

加えて、申立期間②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 12 月 20 日から 37 年 3 月 1 日まで  
昭和 35 年 7 月から 37 年 3 月まで、A社に勤務し、B事業等に従事していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。  
厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、A社は昭和 39 年 11 月 12 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡しているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚 3 人のうち二人は、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿に該当が無い上、他の一人は、同名簿により当該事業所における厚生年金保険の加入記録は確認できるものの、申立人と同日の昭和 35 年 12 月 20 日に同保険の被保険者資格を喪失しており、申立期間については同保険の被保険者であった形跡が無い。

さらに、当該同僚 3 人のうち当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿に該当が無い二人については、申立人が名字しか記憶していないため個人の特定ができないことから、これらの者から申立人の勤務状況等について確認することができないほか、他の一人、及び社会保険事務所の記録により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された一人に照会したものの、申立人が当該事業所に昭和 37 年 3 月 1 日まで勤務していたことを裏付ける供述は得られず、ほかに申立

人が申立期間において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、社会保険事務所の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 35 年 7 月 1 日に当該事業所において同保険の被保険者資格を取得したことが確認できる者 7 人のうち、申立人が事業主であったとする者を除く 6 人は、いずれも、申立人が被保険者資格を喪失した同年 12 月 20 日以前に同資格を喪失している上、このうち 3 人が申立人と同日に同資格を喪失したことが確認できる一方で、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿において「日雇」の押印が確認できることを踏まえると、当時、事業主は、自分を除く同保険の被保険者について、何らかの理由により同年 12 月 20 日付けで被保険者資格を喪失させる旨の届出を行った上、健康保険については C 健康保険に加入させる手続を行ったものと考えられる。

その上、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年秋ころから42年秋ころまで  
② 昭和42年秋ころから43年2月ころまで

申立期間①は、A市にあったB社に勤務し、C業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②は、D社に勤務し、E業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①については、社会保険事務所の記録によると、当時、A市に所在するB社が、厚生年金保険の適用事業所であった形跡は無い。

また、登記簿の記録を調査しても、申立期間①当時、当該事業所が当該地域に存在していたことは確認できなかった。

さらに、申立人は、申立期間①において当該事業所で一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者から申立人の勤務状況等について確認することはできない。

#### 2 申立期間②については、社会保険事務所の記録によると、当時、F市G区に所在するD社が、厚生年金保険の適用事業所であった形跡は無い。

また、申立人が記憶する当該事業所の事業主及び専務は、社会保険事務所の記録により、いずれも、D社H支店において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるものの、同支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間②の約10年後の昭和53年5月1日であることが確認できるとともに、当該事業主及び専務が同支店で同保険の被保険者資格を取得した

のは、それぞれ、58年1月1日、同年7月1日であることが確認できる上、当該二人は、いずれも、申立期間②においては同保険の被保険者であった形跡が無い。

さらに、社会保険事務所の記録によると、D社H支店は平成18年8月22日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、上述の事業主も既に死亡しているため、申立人の勤務状況や厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

加えて、上述の専務に対し、当該事業所に係る厚生年金保険の適用状況、申立人の勤務状況等について照会したものの、回答が得られなかったほか、申立人は当該事業主及び専務以外に当該事業所で一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者から申立人の勤務状況等について確認することはできず、ほかに申立人が申立期間②において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

3 雇用保険の被保険者記録においても、申立人の両事業所における加入記録は存在しない。

また、両申立期間について、申立人が厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

4 このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

5 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間の厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 10 月から 29 年 1 月 1 日まで  
② 昭和 29 年 6 月 25 日から 30 年 11 月まで  
③ 昭和 31 年 10 月 20 日から 32 年 10 月 20 日まで

申立期間①及び②は、昭和 28 年 10 月から 30 年 11 月まで A 社に勤務し、B 職に従事していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間③は、昭和 31 年 10 月 20 日から 33 年 2 月 26 日まで C 社に勤務し、D 業務に従事していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、社会保険事務所の記録によると、A 社は昭和 47 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の両申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、申立人は、申立期間①及び②において当該事業所で一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないほか、登記簿の記録により、両申立期間当時、当該事業所の役員であったことが確認できる者のうち、個人が特定できた者 5 人のうち 4 人は、いずれも既に死亡又は所在が不明であることから、これらの者から申立人の勤務状況等について確認することはできない。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間①又は②において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに生存及

び所在が確認された3人に照会したところ、回答があった二人（上述の役員であった者一人を含む。）は、いずれも、「申立人については記憶が無い。」と供述しており、ほかに申立人が申立期間①及び②において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 2 申立期間③については、C社に照会したものの、当時の資料は廃棄されているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

また、申立人は、申立期間③において当該事業所で一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者から申立人の勤務状況等について確認することはできない。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間③において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに生存及び所在が確認された5人に照会したところ、回答があった4人のうち3人は、いずれも、「申立人については記憶が無い。」と供述しているほか、他の一人は、「申立人について記憶があるが、いつから勤務していたかまでは分からない。」と供述しており、ほかに申立人が昭和30年10月20日から当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人について記憶していた上述の被保険者は、「自分は申立人と同様にD業務に従事していたが、入社当初は臨時職員であり、本採用となってから厚生年金保険に加入した。申立人も同様であったのではないか。」と供述しているとともに、社会保険事務所の記録によると、同人は、自身が記憶する入社時点から約5年後に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる。

- 3 すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。
- 4 このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。
- 5 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として同保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 894

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 43 年 1 月に A 社に入社すると同時に、同社が設立していた B 社に派遣され、同年 3 月まで勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の同僚等の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が B 社に勤務していたことが推認できる。

また、当該同僚等の供述から、申立期間当時、当該事業所において申立人と同様に C 職として勤務していた者は、辞令上の記載では A 社からの出向者扱いとなっていたものの、実際には当該事業所で直接採用された者であったことがうかがわれる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和 46 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡しているため、申立人の勤務状況や厚生年金保険の適用を受けていたことを確認できる関連資料や供述を得ることはできないほか、当該事業所を設立した A 社に照会したものの、当時の B 社の資料は廃棄されているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人が B 社で一緒に勤務していたとする同僚は、昭和 43 年 1 月 6 日に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、46 年 4 月 1 日に同資格を喪失したことが確認できるが、「申立人

が入社したのは自分よりも遅かったので、昭和43年2月ころだったと思う。同年3月に申立人と一緒に新人研修を受けた記憶があるが、申立人はその後間もなく退社した。申立人が厚生年金保険に未加入となっているのは、短期間しか勤務していなかったためではないか。」と供述しており、申立人が同年1月から当該事業所に勤務していたことを裏付ける供述や同保険への加入をうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間当時、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された者14人に照会したところ、回答があった10人のうち、申立人と同様に当該事業所が設立された翌年以降にC職として入社したとの供述が得られた二人は、いずれも、「入社後、遅れて厚生年金保険に加入した。」と供述している上、このうち、入社時点に関する具体的な供述が得られた一人は、社会保険事務所の記録により、自身が記憶する入社時点から2か月後に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できるとともに、「当時は2、3か月間の試用期間があり、自分の厚生年金保険の加入が遅れたのもそのためだと思う。当時、C職は短期間で退社する人が多かったので、加入時期を遅らせていたのではないか。」と供述していることを踏まえると、当時、当該事業所では、C職として採用した者について、採用後、一定期間を置いて厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行っていたものと考えられる。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は存在しない。

また、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から29年3月31日まで  
高校を卒業後、A社に入社し、昭和28年4月1日から29年3月31日までの期間勤務したが、社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答をもらった。  
給与明細書等の資料は無いが、厚生年金保険に加入していなかったとは考えられない。  
年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の従事業務に関する申立内容及び複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間中にA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、当該事業所は、平成9年11月29日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、同年12月1日に破産しており、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できない。

また、申立期間当時の事業主は、既に死亡している上、当時の経理担当者は、所在を確認できなかったことから、申立ての事実を裏付ける資料や供述を得ることができなかった。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚一人、及び社会保険事務所の記録から申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者として記録が確認できる同僚の計6人について、本人が記憶している当該事業所に採用された時期と厚生年金保険の被保険者資格取得日との関係を見ると、採用時期から資格取得日までは一律ではなく、厚生年金保険の加入が、入社後2か月から30か月後となっており、従業員ごとに異なることが確認できる。

このことから、当該事業所では、職種、身分等の何らかの基準により、従業員ごとに厚生年金保険の加入時期について判断し、入社後、一定期間を置いて厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行っていたと推測される。

加えて、先と同僚6人のうち、一人からは、「私は、申立人が入社する1年前に申立人と同じ高卒で当該事業所に入社しており、申立人のことは記憶にある。当時、当該事業所では、高卒で入社した場合は、すぐには正社員になれず、1年前後経ってから正社員となった。私は昭和27年3月に入社したが、厚生年金保険に加入したのは、28年6月となっており、正社員になるまで14か月ほど要している。申立人は、入社後1年ほどで当該事業所を退職しているため、申立期間は厚生年金保険に加入しておらず、保険料も控除されていなかったと思う。」との供述があった。

その上、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間において、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら、申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで  
昭和 34 年 4 月 1 日から A 社 B 支店（現在は、A 社 C 支店）に勤務していた。

厚生年金保険には最初から加入していたと思うが、社会保険庁の記録では昭和 36 年 4 月 1 日からの加入になっており、納得できない。

昭和 34 年 4 月 1 日から 36 年 4 月 1 日までの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認め、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人と同じ職種の D 職である同僚 3 人の供述から判断すると、入社日の特定はできないものの、申立人が申立期間当時、A 社 B 支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人と同日の昭和 36 年 4 月 1 日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者 13 人（上述の同僚 3 人を含む）に当時の状況を確認したところ、8 人から回答を得たが、このうち 5 人は「当該事業所では登用試験があり、D 職や E 職などの臨時社員は、入社してすぐに厚生年金保険に加入できず、登用試験に合格して正社員にならなければ加入できなかった。」と供述しており、この 5 人が記憶している入社日と社会保険事務所の記録から確認できるそれぞれの厚生年金保険の被保険者資格取得日をみると、いずれも入社後 1 年 9 か月から 2 年経過して資格取得していることが確認できる上、申立人も登用試験を受けたとしていることから、申立期間当時、申立人は臨時社員であったことが推認できる。また、申立期間中の 35 年 5 月 10 日に当該事業所において被保険者資格取得の記録がある者は「A 社 F 支店において、32 年 8 月までは臨時社員として勤務し、同年 9 月に正社員になった。

同社B支店には35年5月にF支店から異動した。」と供述しており、同人の厚生年金保険の被保険者資格取得が、社会保険事務所の記録から32年9月1日であることが確認できることを踏まえると、当該事業所では、臨時社員について、採用後一定期間をおいて厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を行っていたと考えられる。

さらに、当該事業所から提出のあった申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（写し）に記載されている資格取得年月日は、昭和36年4月1日であり、社会保険事務所の記録と一致する。

なお、当該事業所は、申立期間当時の状況は資料が無いため不明としているものの、当時は従業員すべてが正社員ではなく、臨時社員も多数いたと供述している。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 897

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月 6 日から 35 年 6 月 1 日まで

学校の恩師の紹介により、昭和 34 年 7 月 6 日に A 社（現在は、B 社）に就職し、44 年 4 月 28 日まで途切れることなく勤務していた。

年金記録を確認したところ、申立期間の年金記録が無いことが判明したが、勤務していたことは間違いないので、申立期間の厚生年金保険の加入を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について B 社に照会したところ、これらの事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人が名前を挙げた同僚 3 人のうち二人は申立人と一緒に当該事業所で勤務したことがあると供述しているが、申立期間に一緒に勤務したか否かについては不明としており、申立人の申立事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、同僚 9 人（申立人が名前を挙げた同僚 3 人、社会保険事務所が保管する被保険者名簿で資格取得が確認できた同僚 6 人）のそれぞれ記憶している入社日と、社会保険事務所の記録から確認できた当該同僚の厚生年金保険の被保険者資格取得日を見ると、全員が入社日と資格取得日が一致せず、職種による相違も認められないことから、当該事業所では、院長が何らかの理由で職員ごとに厚生年金保険の資格取得時期を判断し、採用後、不定期に厚生年金保険の資格取得届を行っていたと推測される。

加えて、これらの同僚 9 人全員が「毎月の給与支給日は決まっておらず、不定期に給与の一部が支給されていたので、1 か月に 2 回以上給与の支給があっ

た時もある。給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かについては、はっきりとした記憶が無い。」と供述している。

その上、申立人に係る雇用保険の加入記録によれば、当該事業所における申立人の雇用保険の資格取得日は昭和 35 年 6 月 1 日となっており、社会保険事務所の厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致する。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。